

スイッチOTTC医薬品を購入した方への 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) について

平成29年1月1日以降に購入したスイッチOTTC医薬品(平成28年12月時点で約1,500品目)の購入代金は、次の記載に該当する場合は、医療費控除の特例を受けることができます。

なお、本特例は、現行の医療費制度と併せての適用ができませんので、留意願います(いずれかを選択)。

【特例控除の内容】

スイッチOTTC医薬品の購入費が、その年12,000円を超えるときに、その超える部分の金額(上限:8,000円)を所得金額から控除する制度です。

【特例適用の時期】

- 平成29年1月1日～平成33年12月31日までに購入した方が対象です。
- 所得税の平成29年分申告(町道民税では平成30年度課税)から適用されます。

※平成29年2月から開始の確定申告には直接関係しませんが、制度適用をお考えの方は、領収証の保管のほか、必要な取り組みの実施

についてご留意願います。

【利用するための注意】

医薬品の購入のほか、健康増進および疾病の予防への一定の取り組みとして、市町村・保険者・職場が実施する健康診査、インフルエンザワクチン接種など本特例制度に定められた取り組みの一つを行っていることが必要です。

※取り組みが必要な方は、確定申告を行う方です。世帯員全員が取り組む必要はありません。

【手続に必要な書類等】

確定申告の際、次の書類の添付が必要です。

- ① 医薬品購入に係る領収証(レシート)の原本(スイッチOTTC医薬品であることの記載が必要です。領収証の受け取りの際に必ず確認願います)
- ② 対象となる取り組みに係る領収書(原本)または実施機関から送付される結果通知書(写し)

【問い合わせ先】

財務課課税第一係
☎0137-62-2114

臨時福祉給付金(経済対策分)のご案内

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方々への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)を実施します。

【給付の対象者】

平成28年度分市町村民税(均等割)が課税されない方が対象です。

※ただし、以下の場合は対象外です。

- ① あなたを扶養している方が平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されている場合
- ② 生活保護制度の被保護者となっている場合

※平成28年1月2日～10月1日までの間に保護の廃止または停止となった方を除くなど

【支給金額】

支給対象者

1人につき1万5千円

【申請書】

対象と思われる方のいる世帯の世帯主様宛に、「町民税が課税されていないこと

お知らせ」を同封して、平成29年3月3日(金)より順次発送します。

【申請方法】

- ① 郵送での申請
返信用封筒で郵送してください(申請書等の送付の際に同封します)。

・世帯全員分の本人確認書類の写し(健康保険証・運転免許証など)、振込先金融機関口座通帳等の写しを必ず同封願います。

② 窓口での申請

役場および各支所に提出してください。

・世帯全員分の本人確認書類(健康保険証・運転免許証など)、振込先金融機関口座通帳等(いずれも写し可)を提示願います。

【申請受付期間】

平成29年3月6日(月)～平成29年6月6日(火)

※原則3か月間

【支給方法】

原則、申請者(世帯主)が指定する金融機関口座に世帯全員分の給付金を振り込

むこととします。

【基準日】

平成28年1月1日

【代理による申請・受給】

代理による申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります(申請のみの代理も可能)。

- ・支給対象者の属する世帯の世帯員
- ・法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人等)
- ・親族その他の平素から対象者本人の身の回りの世話をしている方等で八雲町長が特に認める方

【その他】

詳細は、申請書等に同封する「お知らせ書類」によりご確認ください。また町ホームページにも掲載されています。

【問い合わせ先】

住民生活課社会係
☎0137-62-2112

